



# 自転車を安全に利用しましょう

## 自転車安全利用五則をしっかりと守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



車道は左側を通行



歩道は歩行者優先

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

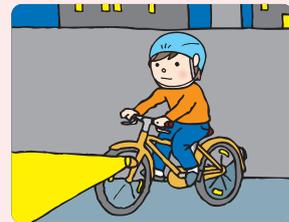


信号の遵守



一時停止の遵守

3 夜間はライトを点灯



### 例外として歩道を通行できるのは

①歩道通行可の標識があるとき

②次の人が運転するとき

- ・13歳未満の子ども
- ・70歳以上の高齢者
- ・身体の不自由な方



「普通自転車の歩道通行可」を示す標識

③車道または交通の状況から歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

(例)狭いトンネルや橋の上などの交通量が多く、車道の幅が狭いなど車道通行が危険な場合

4 飲酒運転は禁止



NO ALCOHOL

5 ヘルメットを着用



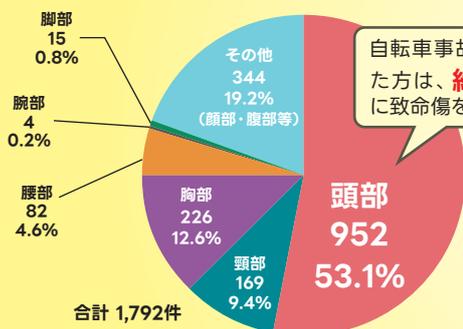
自転車を利用するときはいつでも着用しましょう!

# ヘルメットの着用



## 自転車乗車中死者の人身損傷主部位

(致命傷の部位) 令和2年～令和6年合計・警察庁



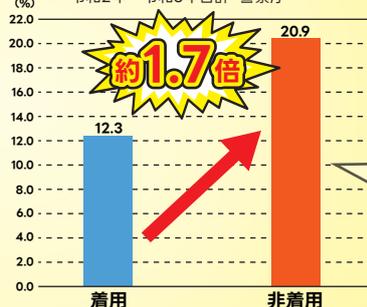
自転車事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています



## ヘルメット着用有無別人身損傷主部位【頭部】

構成率比較

令和2年～令和6年合計・警察庁



約1.7倍

ヘルメット非着用時の頭部損傷は着用時と比べて約1.7倍も高くなります



自転車事故における頭部のケガは致命傷になることがあります。命を守るため、「大人」も「子ども」もヘルメットを被りましょう!

# 自転車保険への加入義務

(自転車損害賠償責任保険・共済)

自転車側が加害者になった賠償責任の例

自転車利用者は、被害者だけでなく加害者にもなる可能性があります!!

自転車利用者は自転車保険に加入しなければなりません  
※自転車利用者が未成年の場合はその保護者



損害賠償額

9,520万円

歩行中の62歳の女性が、小学校5年生の男子児童が乗る自転車にはねられ重傷。その後女性は寝たきりとなり、その家族と保険会社が子どもと母親を相手に損害賠償請求訴訟を提起。(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



お問い合わせ 大分県生活環境企画課 TEL.097-506-3062

